

糸魚川市スポーツ協会規約

第1章 名称と事務所

(名称)

第1条 本会は、糸魚川市スポーツ協会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、糸魚川市教育委員会事務局生涯学習課に置く。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本会は、体育・スポーツを振興し、各種加盟団体及び関係機関と連絡協調を図り、健康で明るい地域づくりのため、市民スポーツの健全な発達と個人または団体の競技力の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するための次の事業を行う。

- (1) 地域内各種加盟団体の連絡調整に関すること。
- (2) 中央及び県内スポーツ諸団体との連絡並びに共同事業の推進と協力に関すること。
- (3) 各種運動・スポーツ行事、講習会の実施と後援に関すること。
- (4) 運動・スポーツに関する研究調査と資料の斡旋に関すること。
- (5) 運動・スポーツの普及、啓発、指導に関すること。
- (6) ジュニアスポーツ団体の育成に関すること。
- (7) 補助金及び激励金の交付に関すること。
- (8) 表彰に関すること。
- (9) その他本会の目的達成に必要と認められた事項

第3章 組織

(組織の構成)

第5条 本会は、糸魚川市内の種目別競技団体等をもって組織し、(公財)新潟県スポーツ協会に加盟する。

(加盟団体の承認)

第6条 本会に加盟しようとする各種競技団体等は、評議員会の承認を得なければならない。

2 加盟団体は、年負担金として10,000円を納めなければならない。

(加盟団体の脱退・除名)

第7条 加盟団体として不適當を認めるときは、評議員会の議決を得て脱退又は除名させることができる。

第4章 賛助会員

(賛助会員)

第8条 本会の目的、事業に賛同する法人、団体並びに個人は、賛助会員となることができる。

(賛助会費)

第9条 賛助会員の会費は、会員の種別に応じて下記各号のとおりとする。

- (1) 個人会員 年額1口3,000円とし、1口以上。
- (2) 法人・団体会員 年額1口5,000円とし、1口以上。

(賛助会員の特典)

第10条 賛助会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 本会発行物等の提供。
- (2) 本会誌及びホームページへの法人名、団体名および個人名の掲載。
- (3) 本会主催行事の案内
- (4) 10年以上の継続会員には感謝状を10年毎に授与する。

(賛助会費の使途)

第11条 第9条に規定する会費は、激励金及び本会運営費の一部として使用する。

(退会)

第12条 賛助会員は、退会する旨を会長に申出ることにより、任意に退会することができる。

2 前項により、賛助会員が退会する場合において、既に納入した会費は返還しないものとする。

第5章 役員と任務

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 3名以内 理事長 1名
理事 15名以内 (内：学校体育団体1名)
評議員 加盟団体各1名 監事 2名

(役員を選任及び職務)

第14条 会長・副会長・理事長は、理事の中から互選し、評議員会で承認を得る。

- 2 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。
- 4 理事長は、会長の命令を受けて会務を執行する。

(理事の選任及び職務)

第15条 理事は、評議員会で選任し、理事長を補佐し会務の企画・運営等の任務にあたる。

(監事の選任)

第16条 監事は、評議員会で選任し会計の監査にあたる。

(役員任期)

第17条 役職員の任期は、2ヶ年とし再任は妨げない。ただし、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会の設置)

第18条 本会に評議員会の議決を経て、専門部会を置くことができる。

2 部会の長は、副会長並びに理事長があたる。

(顧問)

第19条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、評議員会の議決を経て会長が委嘱し、顧問は会長の諮問に応ずる。

第6章 事務局

(事務局)

第20条 本会の庶務及び会計を処理するために事務局を設ける。

(事務局の構成)

第21条 本会の事務局構成は次のとおりとし、会長が委嘱する。

事務局長 1名 事務局員 若干名

(事務局長の専決事項)

第22条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 本会の庶務に関すること。
- (2) 収入の調定及び収入命令に関すること。
- (3) 支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (4) 予算の流用に関すること。

第7章 会議

第23条 理事会は、会長、副会長、理事長、理事をもって構成する。

- 2 理事会は随時開催し、評議員会に提出する議案を審議する。
- 3 理事会は、この規約で定めるもののほか、次に掲げる事項を審議し決定する。
 - (1) 評議員会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) その他緊急に対処すべき事項

(評議員会)

第24条 評議員会は、本会の最高決議機関であって、会長が必要と認めるとき及び加盟体育団体数の3分の1以上の要求のあったとき召集する。

- 2 評議員会で審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 規約、規程の制定または改廃
 - (2) 役員の任免
 - (3) 事業計画及び収支予算
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) その他会長が必要と認めたこと。

(会議の招集等)

第25条 会議は会長が召集し、理事会の議長は理事長とし、評議員会の議長は、評議員の中から選出する。

- 2 会議は、その構成員の半数以上の出席がなければ開会することができない。

3 議事は、過半数をもって決定し、可否同数のときは議長がこれを決める。

第8章 会計

(経費)

第26条 本会の経費は次のものを以って当てる。

- (1) 加盟体育団体の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 寄付金
- (4) 県・市又は公共団体から交付される補助金
- (5) 賛助会員会費
- (6) その他

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 補則

(委任)

第28条 この規約の施行に必要な事項は規定で定める。

附則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。
平成21年4月1日一部改正する。
平成30年4月1日一部改正する。
平成31年4月1日一部改正する。
令和2年4月1日一部改正する。
令和6年4月1日一部改正する。

規約 第5章（役員と任務）第11条に関する申し合わせ事項

理事の推薦方法

糸魚川市スポーツ協会加盟団体は、次期理事の候補を推薦し、現理事会において候補者を定め、評議員会において選任する。

- 1 糸魚川市スポーツ協会加盟団体は、理事の候補者1名を推薦することができる。
- 2 候補者を推薦するに当たっては、次のことに留意するものとする。
 - (1) スポーツ協会運営に熱意のある者。
 - (2) スポーツ協会の会議や事業に常時参加できる者。

この申し合わせ事項は、平成21年4月から適用する。

平成31年4月から適用する。

令和6年4月から適用する。